



平成 23 年 2 月 3 日

各 位

上場会社名	東 急 建 設 株 式 会 社
代表者	代表取締役社長 飯 塚 恒 生
(コード番号	1720)
問合せ先責任者	財 務 部 長 中 村 伸 之
(TEL	03-5466-5061)

### 訴訟の判決及びその控訴に関するお知らせ

当社がフィリピン共和国において BF CORPORATION から提起されておりました訴訟について、平成 23 年 1 月 20 日付にて同国パシグ地方裁判所より判決の言い渡しがありましたので、当該判決に対する当社の対応とあわせ下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

本件訴訟は、当社を構成員に含む共同企業体がフィリピン共和国において施工したニノイアキノ空港第 2 ターミナルビル新築工事（平成 12 年度に竣工済）について、当初構成員として参画予定であった BF CORPORATION（原告）が、工事の割り当て及び共同企業体の分担施工請負金額が同社の主張と折り合わないことを理由に共同企業体から脱退し、その後、共同企業体脱退による同社の逸失利益等の支払を求め、工事開始後（平成 9 年 1 月 10 日）に当社に対し訴訟提起したものであります。

当社は原告との間で合意した契約が存在せず、契約不履行による損害賠償を果たす義務はないことを事由に係争中であります。

#### 2. 訴訟を提起した者の概要

- (1) 商 号：BF CORPORATION
- (2) 本店所在地：Km. 17 Ortigas Avenue Extension, Cainta, Rizal, Philippines 1900
- (3) 代 表 者：Maria Lourdes C. Fernando, Chairman of the Board

#### 3. 判決の概要

被告の債務不履行を認め、被告は、原告に対して補償的損害賠償額として 131,802,547 フィリピンペソ及びそれに附帯する法定利息、並びに懲罰的賠償額として 1,000,000 フィリピンペソを支払うとともに、賠償総額の 10% 相当額を弁護士費用として支払うものとする内容（総額で約 553 百万円相当）であります。

#### 4. 今後の対応について

当社は、上記判決内容を検討の結果、これを不服として同国の控訴裁判所へ控訴することといたしました。なお、今般の判決及び控訴が平成 23 年 3 月期の連結業績見通しに与える影響を予測することは現時点では困難であります。今後、公表すべき事項が発生した場合は、すみやかに公表いたします。

以 上